

飲食店における洗浄作業に使用される主な化学物質											
チェック	成分名（別名）	CAS登録番号	有機則	特化則	RA対象物※1	濃度基準値	がん原性物質	皮膚等障害	毒劇法	GHSピクトグラム	備考
☐	トリエタノールアミン	102-71-6			●	●		●			アルカリ性洗浄剤
☐	2-アミノエタノール	141-43-5			●	●		●	●	 	アルカリ性洗浄剤
☐	ジエタノールアミン	111-42-2			●	●		●		 	アルカリ性洗浄剤
☐	水酸化カリウム	1310-58-3			●			●	●	 	アルカリ性洗浄剤
☐	水酸化ナトリウム	1310-73-2			●			●	●	 	アルカリ性洗浄剤
☐	炭酸ナトリウム	497-19-8			●			●eye		 	アルカリ性洗浄剤
☐	メタけい酸ナトリウム	6834-92-0			●			●		 	アルカリ性洗浄剤
☐	メタけい酸ナトリウム五水和物	10213-79-3			●			●		 	アルカリ性洗浄剤
☐	オキシビスホスホン酸四ナトリウム	7722-88-5			●			●eye		 	アルカリ性洗浄剤
☐	次亜塩素酸ナトリウム	7681-52-9						●		 	塩素系漂白剤（アルカリ性）
☐	過酸化水素	7722-84-1			●	●		●	●	 	酸素系漂白剤（酸性）
☐	ベンジルアルコール	100-51-6			●			●		 	
☐	乳酸（DL-, L-, D-）	50-21-5, 598-82-3, 79-33-4, 10326-41-7			●			●※2			
☐	エチレングリコール	107-21-1			●	●		●		 	
☐	メタケイ酸ナトリウム 9 水和物	13517-24-3			●			●		 	
☐	ドデシルベンゼンスルホン酸（C 1 2）	27176-87-0			●			●eye		 	
☐	炭酸カリウム	584-08-7			●			●eye ※2		 	
☐	りん酸	7664-38-2			●	●		●		 	
☐	塩化ベンザルコニウム	8001-54-5			●			●		 	
☐	アンモニア	7664-41-7		●	●				●	 	
☐	結晶質シリカ（クリストバライト）	14464-46-1			●		●				研磨剤
☐	結晶質シリカ（石英）	14808-60-7			●		●				研磨剤
☐	結晶質シリカ（トリポリ）	1317-95-9			●		●				研磨剤
☐	結晶質シリカ（トリジマイト）	15468-32-3			●		●				研磨剤
☐	シリカ（結晶質、非晶質を包 含した二酸化ケイ素）	7631-86-9			●		●			 	研磨剤
※1 RA対象物：リスクアセスメント対象物 ※2 耐透過性能情報が不足しているため、保護具選定にあたっては、保護具メーカー等に確認すること。											
本マニュアルは令和6年3月1日現在のものであり、使用時の法令の適用関係については適宜確認すること。											

飲食店における洗浄作業 化学物質管理マニュアル

本マニュアルの位置づけ

- 本マニュアルは、**飲食店における洗浄作業**において、適切なリスク低減措置を示すことを目的に、厚生労働省の危険性又は有害性等の調査等に関する指針※1に対応したものです。なお飲食店の他、**小売業や宿泊業等において飲食を提供する場合も、作業内容が類似する場合は、適用可能**です。
- マニュアルにより、以下を実施できます。
 - ✓ 作業ごとに労働者がばく露される物質の濃度を測定することなくその作業におけるリスクアセスメントを実施できる
 - ✓ 定められた措置を適切に実施することで、その作業において、リスク低減措置を実施することができる
- マニュアルに記載のリスク低減措置は、典型的な作業条件を想定の上、策定されています。マニュアルに記載以外の対応（より実態に即した対応や、より合理的な対応）を行う場合は、厚生労働省の危険性又は有害性等の調査等に関する指針に則り、個別にリスクアセスメントを行い、リスクに応じて個別に対策を決定・実行してください。

適用範囲と使用上の注意

- 本マニュアルでは、以下の作業工程を想定しております。実施する作業内容と一致する場合にのみ、本マニュアルを適用可能です。
 - ④**希釈・小分け**：洗浄剤の原液を希釈し、小分け容器に移す一連の工程
 - ⑤**調理設備（フライヤー等）の洗浄**：フライヤー等の調理設備をスポンジ、たわし、ヘラ等を用いて洗浄する工程
 - ⑥**調理器具・食器の手洗い**：調理設備の部品や、調理器具・食器をシンク等においてスポンジ等を用いて手洗いする工程
 - ⑦**食洗機への洗浄剤の投入**：食器洗い機に洗浄剤を投入する工程
- 使用者は、マニュアルの想定と実態が乖離していないか、継続的に確認し、使用しなければなりません。
- 化学品にマニュアルの裏表紙に記載されていない成分が含まれている場合、マニュアルで示す対策では不十分である可能性があります。特にSDS 15項において、裏表紙に記載の成分以外の皮膚等障害化学物質が示されている場合、皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル※2に基づき、保護手袋の耐透過性が当該成分に対して十分か、確認する必要があります。
- マニュアルで不明な点等は、付属の解説テキストを参照してください。なお化学物質管理者は、解説テキストの内容をよく理解の上、本マニュアルを使用してください。

※1平成27年9月18日危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第3号（令和5年4月27日危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第4号により改正）（<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001091557.pdf>）
※2皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル（第2版 令和7年3月）（<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001443253.pdf>）

飲食店における洗浄作業 化学物質管理マニュアル

化学物質管理者		保護具着用管理責任者		作業者（又は職長等）		
作業情報						
作業内容		化学品名・メーカー名		成分名	※裏表紙のチェック欄に✓	
作業期間（任意）		備考（任意）				
化学物質取扱時の留意点						
危険性 （火災爆発に関連）	 ○燃えやすい液体。蒸気が滞留すると爆発・火災のおそれがある。		リスク低減対策	 防護手袋 サイドシールド付き保護眼鏡 部分防護服（前掛け） アームカバー 保護靴		
有害性 （健康有害性に関連）	 ○吸入すると有害 ○接触により皮膚及び眼への損傷やアレルギー性皮膚反応を起こすおそれ ○蒸気を吸入すると、アレルギー喘息または呼吸器困難を起こすおそれ ○長期にわたる吸入や皮膚からのばく露により、①呼吸器、臓器、中枢神経系への障害、②生殖能力や胎児への悪影響、③発がん性のおそれがある。		保護具の留意点	○皮膚等障害化学物質を含む場合、保護手袋、保護衣、保護靴は不浸透性のものを選択する。 ○手袋着用前には、傷・穴あき確認を実施する。 ○手袋を脱ぐ際には、手袋に付着する化学物質が身体に付着しないよう、化学物質の付着面が内側になるように脱ぐ。		
緊急時の対応	○皮膚に付着した場合はすぐに拭き取り、石鹼水及び水で洗い流す。炎症等が出た場合、速やかに医師の診断を受ける。 ○眼に入った場合直ちに清浄な流水で数分間洗眼した後、医師の処置を受ける。なお強アルカリ性の場合は、少なくとも15分間洗眼する。		実施すべき 事項／留意点	○OSDSやpH試験紙等で洗浄剤のpHをあらかじめ確認する。 ○洗浄剤の小分け容器には、「洗浄剤の名称」「人体に及ぼす作用」「希釈倍率」「作成日」「混ぜるな危険（必要に応じて）」を貼付する。 ○作業中は換気扇を作動させる。 ○作業の終了後は、すぐに手を洗う。		
リスク低減措置						
作業内容		吸入対策	保護手袋	保護眼鏡	保護衣・保護靴	備考
㊦	希釈・小分け	－	ニトリルゴム製の防護手袋を使用する。	サイドシールド付き保護眼鏡を着用する。	アルカリ性の洗浄剤を使用する場合は、防水性の部分防護服（前掛け等）、アームカバーを使用する。	希釈時は水しぶきが上がらないように水面近くでゆっくり投入する。 小分け容器に移す際は漏斗を使用する。 希釈後の洗浄剤タンクや容器は、低い位置で保管する。
㊧	調理設備（フライヤー等）の洗浄	－	ニトリルゴム製の防護手袋を使用する。 洗浄剤に「2-アミノエタノール」「2，2′-イミノジエタノール」が含まれる場合は、240分以内に手袋を交換する。 なお「過酸化水素」「ベンジルアルコール」が含まれる場合は、厚さ0.2mm以上の手袋を使用し、60分以内に交換する。	サイドシールド付き保護眼鏡を着用する。	アルカリ性の洗浄剤を使用する場合は、防水性の部分防護服（前掛け等）を着用する。	洗浄中に煮沸を行う場合は、火傷や吹き上がりによる洗浄液の付着に留意する。 保護手袋に付着した洗浄剤が身体に付着しないよう留意する。付着が避けられない場合は、付着部位を覆う保護衣を着用する。
㊨	調理器具・食器の手洗い	－	ニトリルゴム製の防護手袋を使用する。 洗浄剤に「2-アミノエタノール」「2，2′-イミノジエタノール」が含まれる場合は、240分以内に手袋を交換する。 なお「過酸化水素」「ベンジルアルコール」が含まれる場合は、厚さ0.2mm以上の手袋を使用し、60分以内に交換する。	サイドシールド付き保護眼鏡を着用する。	アルカリ性の洗浄剤を使用する場合は、防水性の部分防護服（前掛け等）を着用する。	保護手袋に付着した洗浄剤が身体に付着しないよう留意する。付着が避けられない場合は、付着部位を覆う保護衣を着用する。
㊩	食洗機への洗浄剤の投入	－	ニトリルゴム製の防護手袋を使用する。	－	－	－
従事する作業		選択したものを記載	選択したものを記載	選択したものを記載	選択したものを記載	選択したものを記載
※㊦㊧㊨㊩を記載		※化学物質管理者又は保護具着用管理責任者が記入	※保護具着用管理責任者が記入	※保護具着用管理責任者が記入	※保護具着用管理責任者が記入	※保護具着用管理責任者が記入
記録欄						
異常の記録	※保護具の着用忘れ、こぼした、眼に入ったなどの異常や、応急処置の内容等の記録を記載			その他記録		